

東京のイタリア大使館貿易促進部の供給者名簿の登録及び管理に関する規則

この規則においては、東京のイタリア大使館貿易促進部に設けられる供給者名簿の現行の登録及び管理の方法が要約されており、それは東京のイタリア大使館貿易促進部の扱う案件についてのみ適用される。

第1条 関連する対象者（経済活動者）

東京のイタリア大使館貿易促進部の供給者名簿には、専門的適性、経済的・財務的能力及び技術的企業的能力の要件（これらが東京のイタリア大使館貿易促進部によって要求される場合）の要件を有する東京のイタリア大使館貿易促進部が認めた会社又はその他の者が登録されることができる。

第2条 供給者名簿の構成

供給者名簿は、5つの大商品分野に区分され、その中が分野、商品分類及び製品/サービスの細分類が含まれる。大分野の区分は以下の通り：

- 大分野 A 展示会及び見本市のオーガナイズ
- 大分野 B 事務用物品
- 大分野 C 事務所のための家具及び機器
- 大分野 D 工事及び/又はメンテナンス
- 大分野 E サービス及びコンサルタント

上記のうち最大2つの商品大分野への登録を申請することができ、関連する分野、関連する分類及び最大5つの細分類を指定しなければならない。

経済活動者が登録を申請する各商品分野/分類は、法人又は商業登記簿又は管轄の専門的団体の名簿に登録された企業の目的に整合しなければならない、主たる活動に関するものでなければならない。

東京のイタリア大使館貿易促進部は、必要がある物及びサービスに関する登録申請のみを受理することを留保する。

第3条 登録申請の要件

登録申請が受理されるためには、経済活動者は：

- 登録を申請するサービスまたは供給のカテゴリーに関する法人若しくは商業登記簿又は管轄の専門家団体に登録されていない；
- 全国的な労働協約およびそれを補充する合意を順守しなければならない；
- 専門的適性、経済的・財務的能力及び技術的専門的能力の要件を有していることを宣言しなければならない；
- 登録申請の前3年間に於いて、契約解除又は落札の取消をもたらすような、東京のイタリア大使館貿易促進部との間の契約の確認された重大な不履行及び履行の不完全があってはならない。

注：コンソーシアムの場合、上記要件はコンソーシアム及び各構成企業が有していなければならない。

第4条 登録の方式及び申請提出の期限

供給者名簿への登録は、英語(またはイタリア語)で記入され、会社の法的代表者又は個人の申請人によって署名された申請書を FAX または書留郵便で、東京のイタリア大使館貿易促進部に送付することによって行われなければならない：

イタリア大使館貿易促進部

郵便番号 107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビルディング西館 16階

Fax: 03-3475-1440

申請書には下記が記載されなければならない：

- 申請者の情報（企業の属性情報）：会社名称、本店所在地、入札に関する文書を送付する場合の送付先住所、電話番号、メールアドレス、ファックス番号、ウェブサイト、代表者氏名、担当者氏名及びメールアドレス、会社役員及び10%超の持分を有する株主、取引銀行、企業の構成（展示会等設営・施工業者のみ：工場、店舗、事務所、作業場）、従業員数、その他の情報（例えば、第2条の法人又は商業登記簿又は専門的団体の名簿への登録、子会社又は親会社等）
- 登録を申請する商品分類
- 直近3年の売上のデータ；当該期間の売上データには、申請書で特定されたものに関して行われた工事、供給及びサービスが含まれなければならない。

記入について疑問がある場合は、次のアドレスにメールを送付することができる：tokyo@ice.it.

そうした自己の証明のほか、以下の5条及び6条で規定する文書も添付されなければならない。

送付された書類の確認の後、会社は東京のイタリア大使館貿易促進部から名簿への登録の確認をEメールにより受領する。

第5条 要求される追加書類

本条の書類は、上記で既に記載したように、属性を記入した用紙とともに送付されなければならない

自由職業人

- 履歴書
- 最近3年間に、当該専門家はその者に対して行った、登録を申請するものと類似の労務、サービスまたは供給

に関して公的又は民間の者によって発行された少なくとも2件の紹介状（新規供給者のみ）

・ 又は、紹介状に代えて、原本と同一であることが宣言された契約書及び関連する請求書の写しであって、すべての日付が登録申請の日の3年より前で無いもの（新規供給者のみ）

個々の専門家の採用は、供給されるサービスの性質に結びついている場合に限り、予定されるものとする。

個人事業主または企業:

・ 最近3年間に、当該会社はその者に対して行った、登録を申請するものと類似の労務、サービスまたは供給に関して公的又は民間の者によって発行された少なくとも2件の紹介状（新規供給者のみ）

・ **又は、紹介状に代えて、新規供給者は、**原本と同一であることが宣言された契約書及び関連する請求書の写しであって、すべての日付が登録申請の日の3年より前で無いもの

第6条 特別の書類

第2条の大分野Aに含まれる“展示会の造作“については、以下が提出されなければならない:

1. 最近3年以内に実施された主な造作に関する紹介、最も代表的な造作のすべての技術的性格を含む詳細とともに、場合により写真を補充（少なくとも1つの実施された造作に関して、造作がなされた正味面積、実施の場所及び使用された素材（例：オクタノルム、パロアルト、木、他）の表示とともに、詳細な情報を表示することが助言される）；当該文書があまりに大量となる場合は、複数に分けて送付することができる；

2. 所有している装置並びに建物及び倉庫の広さのリスト。

注意 - セクション“展示会の造作“への登録は、東京のイタリア大使館貿易促進部によって上記1.及び2.の文書の評価が行われた後になされる。

当該評価に続いて、下記に関する登録の要素が特定される:

面積（平方メートル）

地理的エリア

使用される素材

当該要素に基づいて、登録された企業は、東京のイタリア大使館貿易促進部によって行われる造作の入札に招かれるための選択の対象となることができる。

第7条 外国の会社

公共請負工事に関する多国間又は二国間の合意の署名国である EU の国又は第三国に本店がある会社は、イタリア及び日本の企業（適用される場合）に要求される文書と同等のものがイタリア語又は英語で提出されなければならない。

名簿への登録を求める経済活動者が属する国の法律が、上記所定の文書の1又は2以上の発行を予定していない場合、当該要件については、管轄の司法当局又は行政当局、公証人、もしくは所属国若しくは登録を求める国において受け入れられる資格のある専門的機関の面前での当事者による宣言、又はそれらの国において有効な方式によって替えることができる。

第8条 文書についての指示の期間

提出された書面は、受領の日から30日以内に審査され評価され、不十分又は不適正である場合、経済活動者は、説明/補充の要求を電子メールで受けとる。

第9条 要件の確認

東京のイタリア大使館貿易促進部は、企業によってなされた代替の宣言の真正さを含めて適切な検査を実施する。

宣言に関する検査の結果についての応答が欠如したことは、名簿への登録停止又は取消をもたらすものとする。

第10条 情報および登録事項の更新義務

名簿に登録された者は、東京のイタリア大使館貿易促進部に対して、企業情報に挿入されたデータ及び情報のすべての変更について、当該変更の確認から30日の期限まで通知する義務を負うものとし、これに反したときは、後記13条及び14条の措置が採用される。

供給者における当該変更が採用された行為に合致する写しが添付された、登録された当事者の代表者から東京のイタリア大使館貿易促進部に書面により通知されるものとする。

第11条 供給者名簿の定期的更新

東京のイタリア大使館貿易促進部の供給者名簿の定期的更新は、年1回行われる。当該部は、登録者に対し、情報の更新を、登録の際に本店欄に記載されたアドレスに電子メールを送付することにより要求する。

供給者は、電子メールを受領してから30日以内に、その登録事項を、その年の間に行われた様式に含まれる（例：売上、貸借対照表、等）すべての変更について連絡し、新しい情報を提供しなければならない。送付の方式に関しては、第4条の規定が適用される。当該手続きの後で、はじめて更新が完了したものとみなされる。

更新の要求から30日の期間内に応答しなかったときは、競争入札手続きの際に当該企業の選定は認められない。

第12条 登録された供給者の評価

東京のイタリア大使館貿易促進部のために物の供給、サービスの提供又は作業の実施が委託された登録供給者は、RUP（東京のイタリア大使館貿易促進部の長）及び関連する職員による評価の対象となることが注意される。当該評価は、1から5（1 非常に低い、2 不十分、3 十分、4 良い、5 最も良い）の点数で表示される。供給の各タイプについて、異なる評価要素（技術的なものだけでなく、例えば、提供の時間、提供された製品やサービスの適合性、不足したサービスの割合、問題の解決なども参照される）が予定される。評価は、さらに、当該部によって行われ、各契約について、評価された各要素に関して、また、将来の選定の目的のためにも、平均点が算定される。さらに、供給者が、東京のイタリア大使館貿易促進部と複数の契約を締結している場合、それらは複数の評価の対象となり、それによって平均点が算定される。活動者の要求により、評価書の写しを受領することができる。

第13条 登録の停止

供給者名簿の登録の効力は、供給者が平均で3点より低い評価を受けた場合、6ヶ月以上1年以下の一定の期間停止される。

停止は、企業情報に含まれる情報の変更の通知がなされなかったことが確認された場合、供給者が東京のイタリア大使館貿易促進部との間で司法及び/又は仲裁手続が行われているとき（その手続の終了まで）、又は供給者が、引渡しの遅延、消極的検査結果、委託された契約の実施において予定される義務の一時的不履行の責任がある場合においてもなされる。停止措置は、RUP（東京のイタリア大使館貿易促進部の長）によって行われ、次の理由によって効力を失う：措置において指定された期間の経過、当事者が措置の採用が決定された条件が無くなったことに関する書面の証拠を提出したとき、又は、当該条件が消滅していないことが確認されたときは取消に変更される。停止はEメールによって当事者に通知される。

第14条 取消

供給者名簿からの取消は、登録された供給者について次の場合に行われる：

1. この規則の3条で規定された状況のいずれか満たされないとき；
2. 1を超える供給/サービスに関して、3に達しない評価があるとき；
3. 登録者が取り消されていない停止措置を既に受けていたとき又は3年以内に3件以上の停止措置を受けていたとき；
4. イタリア国の他の行政当局又は日本の行政当局から競争入札に排除されていたとき；
5. 度重なる契約不履行の責任があるとき；
6. 契約への無関心が表明され継続したとき（2年以内に少なくとも3件の見積り要求に対して、理由なく回答がないこと；
7. 要求された年毎の更新が1年間行われなかったことが確認されたとき；
8. 登録後に必要な要件が失われたことが確認されたとき。

取消は、1から5の場合、当事者にEメールによって通知される；6及び7の場合、通知は行われず。

取消措置は、RUP（東京のイタリア大使館貿易促進部の長）によって行われる。6及び7の場合に取消された者は、当該措置の日から2年以上経過したときは、新たな登録申請を行うことができる。

第15条 経済的手続への参加

供給者名簿への登録者の間で、対比が行われる。

東京のイタリア大使館貿易促進部は、企業の潜在的な能力、同じ商品分類における登録者の募集のローテーションの評価及び第12条の評価を考慮して登録者の招集を決定することを留保する。

ローテーションに関しては、供給者名簿の対比に加えて、さらに以下が考慮される：

- その分類における登録者数；
- 他の継続中の契約の存在及びすでに行われた供給の品質；
- 退出した供給者の募集の例外の原則（関連する許容される例外とともに）；
- 従前の募集の欠如；
- ある場合において、特定の要件の保有（技術・専門的及び経済・財務的）。

いくつかの場合において、くじ又は10/15人の供給者のグループについてアルファベット順による指名によることもできる。くじの場合、www.ice.gov.itのページにある透明な行政、入札及び契約の公告、公示のセクションにおける通知により公に行われる。

登録それ自体は、何ら自動的に募集の対象の資格となるものではない。

旧規則に基づいて東京のイタリア大使館貿易促進部の供給者名簿に登録された企業は、新たな登録申請を行う必要がある。

第16条 個人情報の取扱等

本規則の実施によって、東京のイタリア大使館貿易促進部が保有することになるすべての情報は、EU、イタリア共和国及び日本国の法律によって認められた目的のためにのみ、かつ、EU、イタリア共和国及び日本国の個人情報保護に関する有効な法令の規定に従って、収集され取り扱われる。

本規則の規定は、関連する内容が日本国の法令の強行規定に整合しない場合、自動的に置換えられ、変更され、廃止され又は不適用とされる。

2018年2月14日発効